

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会  
ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチーム  
(第3回)議事録

1.日 時:平成18年11月21日(火)10:00～12:00

2.場 所:中央合同庁舎四号館2階 第3会議室

3.出席者:

【座長】 阿部博之 総合科学技術会議議員  
本庶 佑 総合科学技術会議議員

【主査】 長岡貞男 一橋大学イノベーション研究センター長 教授  
佐野 睦 タカラバイオ株式会社執行役員知的財産部長  
菅野純夫 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授  
隅蔵康一 政策研究大学院大学助教授  
高柳昌生 三菱ウェルファーマ株式会社知的財産エグゼクティブ  
平井昭光 弁護士・弁理士 レックスウェル法律特許事務所  
東京医科歯科大学客員教授  
本田圭子 株式会社東京大学TLO取締役 医学博士  
室伏良信 ファイザー株式会社知的財産部長 弁理士  
森下竜一 大阪大学大学院医学研究科教授  
アンジェスMG株式会社取締役

【オブザーバ】

【厚生労働省】 林 憲一 大臣官房厚生科学課研究企画官

【農林水産省】 重倉光彦 農林水産技術会議事務局研究開発企画官

【経済産業省】 菱沼義久 産業技術環境局産業技術政策課成果普及・連携推進  
室長

【特許庁】 荒巻慎哉 総務部技術調査課大学等支援室長

【事務局】 土井俊一 内閣府参事官

#### 4. 配布資料

資料1 今後の日程

資料2 大学におけるリサーチツール特許の現状と課題

資料3 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針  
(案)

## 5. 議事内容

【長岡主査】 では、時間になりましたので「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等に関する検討プロジェクトチーム」の第3回会合を開催いたします。

本日は高田委員が欠席です。

本日の議題は、前回活発な議論をいただきました、リサーチツール特許に関する使用の円滑化に関する指針であります。最初に資料確認を事務局よりお願いいたします。

【事務局】 お手元の配付資料でございます。

資料1が「今後の日程」。

資料2が「大学におけるリサーチツール特許の現状と課題」。

資料3が「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針(案)」でございます。

【長岡主査】 前回の議事録はまとめて、総合科学技術会議のホームページに既に公開しております。

では、最初に今後の日程について議論をさせていただきたいと思います。来年の3月までということで、事務局から皆さんの確認を得たいということで、御説明をお願いします。

【事務局】 資料1「今後の日程」でございますが、今、主査からお話ございましたように、12月の第4回会合までは既に御連絡をいたしておりますが、第4回は引き続き、リサーチツール特許に関する使用の円滑化をできるだけとりまとめられるような形でやって、ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用の諸問題を更に御検討いただければと考えてございます。

第5～7回でございますが、1月25日、2月27日、3月20日。皆様の出席が一番多い日というので決めさせていただきました。議題は書いてございますように「ライフサイエンス分野における知的財産の保護・活用等について」でございます。

一番下に注というのが書いてございますが、この知財の保護・活用に関して、どのぐらいの御議論があるかが予測できない部分もございまして、第7回は議論の進捗状況に応じて開催と、一応こういうふうにさせていただきたいと思います。

以上です。

【長岡主査】 日程につきまして、よろしいでしょうか。では、これで予定をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、最初に文部科学省の御協力を得まして、大学におけるリサーチツール特許の現状と課題について調査をしておりますので、最初にそれについて、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料2「大学におけるリサーチツール特許の現状と課題」でございます。今、御紹介がありましたように文部科学省の御協力を得て、大学知財本部整備事業の実施機関の43機関を対象に、御負担にならない範囲での簡単なアンケートでございますが、それをやらせていただいとりまとめたのがこの資料でございます。

今回の指針案をつくるに当たっては、大学の実務がどうなっているかを把握することが非常に重要だと思い、整理をいたしてございます。ごく簡単に紹介をしております。

まず1ページ「リサーチツール特許保有件数」でございます。2つ目の枠のところでございますが、出願済みが1,116件、登録済みが62件。機関数で言いますと43分の37機関、86%がリ

サーチツール特許あるいは出願を保有している。そういうリサーチツール特許情報を公開している機関は1機関でございます。

下の段でございますが、リサーチツール特許の活用状況でございます。まず特許実施許諾の契約実績は、国内については件数で言いますと71件、海外は3件、合計74件。金額ベースで言いますと8,321万円ということでございます。

真ん中の欄。左記契約のうち契約条項としてマテリアル提供の条項があるもの。これは国内で言いますと14、海外はゼロ。金額ベースで言いますと4,321万円ということでございます。

MTAによる民間企業への提供実績でございます。これは調査上、特許の有無を問わずMTAによる民間企業への提供をした実績という質問をしたところでございますが、国内で113件、海外32件、合計金額で言いますと1億8,166万円ということになってございます。

2ページにまいりますと、リサーチツールを民間企業へ提供する場合に付す主な条件の例でございます。有償提供。括弧書きがございますが、産業利用の場合は有償、研究目的の場合は無償の場合もあるというのが20件。

提供したリサーチツールを使用して生まれた知財の取扱い、帰属等が4件でございます。これは前回議論になったグラントバックとか、そういうような関係だと思えます。

第三者への再配布の制限であるとか、提供元の明記。これらが4件。

目的外使用の禁止などが3件となっております。

下の段にまいりますと、リサーチツールを民間企業へ提供できない場合の主な例でございます。教員の協力が得られない場合というのが18件ございました。この中には企業側が提供するほどの準備ができていないとか、そういうものも含まれているようでございます。

2番目、他者との関係で提供できない場合が11件でございます。大学発ベンチャーにおいて活用する場合。2番目が共同研究において企業の同意が得られないなど。3つ目は、民間企業からの試薬購入契約等で他企業へのリサーチツールの提供が禁止されているといったような場合がございます。

契約条件で妥協できない場合などというのが8件ございます。1つ目は、提供量が希望量を確保できないような場合であるとか、人体への使用関係。3つ目でございますが、価格交渉で妥協できない場合などがございました。

3ページにまいります。リサーチツール特許の使用円滑化をするための実務上の課題でございます。一番多かったのがリサーチツールの価格の算定でございます。また、2番目が知的財産の帰属の問題を10件。3つ目は、実施許諾のポリシーの明確化等が4件でございます。

最後の段でございますが、大学の研究において使用を希望する民間企業のリサーチツールの主な例。化合物サンプル、化合物ライブラリー等が19件でございます。

そのほかにタンパク質が11件、遺伝子組換え動物が8件、薬効の評価方法やスクリーニング方法が6件、細胞6件、遺伝子3件。

以上のようにしております。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。大変興味深い調査だと思えますが、御質問とかコメントは如何でしょうか。

森下委員、どうぞ。

【森下委員】 これは文部省の委員会の方でも話が出ていたんですが、実際にそのMTAの供

給をしている割合がどれぐらいかという話がありまして、ほとんどのケースは大学の知財本部を  
通っていない可能性が高いのではないかと。

ですから、実数として、これの何倍なのかというのが一つポイントだと思うんですが、我々の感  
触だと実際には10～20倍は恐らくあるのではないかという気がするんですけども、その辺は  
文部省の方では、アンケートなりはされていなかったんでしょうか。

【事務局】 少なくとも今回のアンケートでそういう通っていないものまで調べるとするのは、ちょ  
っとカバーできませんでした。依頼する時間とかの関係もございました。

私の感想ですが、MTAの多くは大学間とか研究機関との関係で、資料2に挙げているのは民間  
企業へのというところだけを関心事で聞いたので、そこで数字の規模が違うということもあるの  
ではないかと推測はいたします。

【長岡主査】 高柳委員、どうぞ。

【高柳委員】 今のに関連しまして、これは大学知財本部に対するアンケートであって、TLOは  
入っていないんですか。マテリアルだと東大さんの場合にも、MTAはTLOの管轄と分けられて  
いるところもありまして、どうでしょうか。

【事務局】 聞いた先は全部大学知財本部でございます。大学知財本部はTLOとかなり一体し  
てやっているようなところが、TLOさんにお伺いして回答をいただいているかどうかというのは、  
ちょっとここではわからないところでございます。

【長岡主査】 本田委員、どうぞ。

【本田委員】 多分、法人化後の2004年4月以降のケースに関しては、大学が把握できている  
んだと思うんですが、それ以前になりますとやはりTLOが主体となってMTAをさせていただいた  
ケースがあるので、企業さんのサイドから見るとTLOも動いているのではないかというような感  
触を多分持たれているんだとは思いますが、この調査は法人化後というところで調査されてい  
ると思いますので、2004～2006年の2年ぐらいのケースの間の数字ではないかなと、私自身は  
推測しております。

【高柳委員】 では、入っているんですか。

【本田委員】 まず個人案件というか、大学帰属になっていない以前のものというのは、多分こ  
の調査の対象から外れてしまって、その数字は反映されていないのではないかなというのが私  
自身の推測です。

【長岡主査】 阿部議員、どうぞ。

【阿部議員】 森下先生の10～20倍というのは、現在はMTAはルール上は大学に届けなくても  
構わないということなんですか。例えば大阪大学のもの。

【森下委員】 MTAは知財本部が実は管理していないんです。恐らくどこもそうだと思うん  
ですけども、管理すると特許の100倍近くありますので、知財本部の今の陣容では恐らくどこも  
できないのではないかと思います。

我々のところも実際通していませんし、通しているケースというのは多分特許で出した分だけ  
をMTA化しているようなものが割と通っているのではないかと思います。今の特許の状況で知  
財本部は割とアップアップですから、もしMTAを大学を全部通すという形にすれば、陣容とし  
ては今の5倍とか10倍の人を入れない限りは多分管理ができないのではないかという気がします。  
実態は、ここは知財本部の方はいらっしゃらないですね。前回文部省でこの議論が出たときも

あったんですけれども、そのときも京都大学の寺西先生のところからお話があったのは、やはり京都大学でもMTAは全部管理ができていなくて、もしそれをすれば恐らく知財本部としてはもう回らないのではないかという発言がありました。

【阿部議員】 わかりました。その場合、例えば有償で民間に渡しているときは大学を通さずに契約するんですか。無償の場合は余りそういう手続がないのかもしれませんがね。

【森下委員】 我々のケースは無償で出しているケースが多くて、有償の場合は我々のところにはケースがなかったんで、個人的にはわかりません。ひょっとしたら有償のところでは知財本部に相談に行っているのかもしれませんがね。

【長岡主査】 どうぞ。

【平井委員】 整理だけを言いますと、以前に文科省の委員会で議論をして報告書ができて、そのときの整理では、有体物は研究者の手元でできたときに、その研究者が現実的にその所有権、それに関する知財を取得するということになっているんです。その報告書では、大学等の機関は学内規則を整備して、研究者から機関がそれを承継するようにしなければならないとなっています。

ですから、一応機関管理は原則のはずなんです。私の知っている大学では、確かに規定上は有体物についても機関が承継するんだと。一種の職務発明と同じような形ですね。そういう規定を整備する大学がございまして。

多分実態問題としては、森下先生が御指摘のように、大学に届けていないというケースもかなりあると思うんですが、もしその企業が先生にコンタクトしてきて、その化合物なり、あるいはバイオマテリアルなりが欲しいというケースでは、先生がその申し出を受けたときに大学側に説明をして、大学側の規定に基づいて承継をして、大学の知財本部またはTLOがそれを契約して外部に出すというのが流れではないかと思うんです。ただ、勿論そうならないところもあるかもしれません。

【長岡主査】 ほかにいかがでしょうか。どうもありがとうございました。こういう状況にも配慮しながら、今日の本題であります指針の案の議論に移らせていただきます。資料3がございまして、これを今日、時間をかけて議論させていただきたいと思います。これは前回の各委員からいただきました論点の議論をベースに事務局の方がまとめたものでありまして、各章ごとに順番に議論をしていただきたいと思います。多くの項目がありますので、できる限り1回当たりの御発言は簡潔にお願いいたします。

では、事務局の方から最初の章について御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料3の1ページ「1.はじめに」を御紹介いたします。

(1)はここ2年間、総合科学技術会議の知財戦略専門調査会で、この問題が取り上げられてきた問題意識というのを書いているところでございます。

「(1)医薬やバイオテクノロジーの分野においては、一つの基本特許により製品や方法を独占できる場合が多く、研究開発や製品開発において特許が重要な役割を果たしている。特に、遺伝子改変動植物やスクリーニング方法のような研究を行うための道具となるリサーチツール特許(注1)には、汎用性が高く、広範に使用されて研究の推進に資するものが多いが、同時に代替性が低いものも多い。こうしたリサーチツール特許を他者が研究において使用するにあたっては、著しく高額なライセンス料の請求により交渉が難航し、研究活動に支障が生じるなどの事

例(注2)も生じている」と記してございます。

注1を併せて見ていただきますと、これは前回の議論でもいろいろ御議論をいただいたところでございまして「本指針において『リサーチツール特許』とは、ライフサイエンス分野において研究を行うための道具として使用される物又は方法に関する日本特許をいう」と書いてございます。

前回、遺伝子関連発明だけにするかどうかという議論がございまして、基本的には広い特許としたらよいというのが方向であったと理解してございます。そこでこういう定義を置いてございまして、更に例示として具体的なイメージがわかるようにということで、実験用動植物等というのを書いてございます。

前回の議論では、診断についてどう考えるかという議論がございました。研究目的では診断が入らないのではないかという議論と、研究目的で読めるものは拾えるのではないかという議論でございまして、一応今回の案では、先ほど読みました(1)にございましたように、研究におけるリサーチツール特許の円滑化というのを基本的な対象とし整理をして、研究で読める診断は拾っていけるという整理を私の方でしてございます。

本文に戻っていただきまして「(2)こうした問題意識は我が国のみならず先進国間でも生じており、OECDが策定した『遺伝子関連発明のライセンス供与に関するOECDガイドライン』(2006年2月)においても、研究目的のための遺伝子関連発明の広範なライセンス供与等の考え方が示されている」。

「(3)また、米国では、国立衛生研究所(NIH)が、政府資金を原資とする研究開発により得られたリサーチツールを研究において円滑に使用するためのガイドラインを示すとともに、NIH等が有するリサーチツールに関する情報を公開し、使用の促進を図っている」。

2ページ「(4)我が国においても、大学等(注3)や民間企業はリサーチツール特許を所有しているが、これらを研究において円滑に使用するという共通の理解は形成されておらず、また、これらリサーチツール特許の内容や提供条件等は研究者が利用しやすい形で情報公開はされていない(注4)」。

詳しく説明しませんが、一応注4にはNIHのホームページで種々の情報が出ているということや、リサーチツールをホームページで公開している米国の大学も多いということを記してございます。

「(5)リサーチツール特許は、ライフサイエンス分野における研究開発を進める上で必要不可欠なものであり、我が国としても、大学等や民間企業を含め、国全体としてその使用を円滑化し、研究開発を推進していくことが必要である」としてございます。

説明は以上です。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。「1.はじめに」ということで問題の状況の基本的な認識。それから、OECDとかNIH等でどのような対応をしているかの現状、日本では特に情報公開の面で不十分だというような指摘が書いてありますが、各委員の御意見をいただきたいと思えます。よろしく願います。

高柳委員、お願いします。

【高柳委員】 (1)のところで、一番最後に「著しく高額なライセンス料の請求により交渉が難航し、研究活動に支障が生じるなどの事例」として注2が挙がってございまして、注2は浜松医大のケ

ースが拳がっているんですけども、高額なライセンス料の請求があったかどうかというのは、ちょっと当事者の一人である武田薬品さんには聞いていないんですが、むしろ侵害で争われたかもしれませんね。

それよりも現在、小野薬品に対して東京地裁に訴えているケース。これは数億対数百万という争いになっていますので、その高額なということをレファーするのであれば、そちらの方がむしろいいのかもしれませんが。勿論、浜松医大のケースも聞いてみますけれども、今までそれは聞いておりませんので、確認いたします。

【長岡主査】 数億と数百万百と非常に相場の差があるところが重要なポイントかもしれません。

【高柳委員】 それは小野の方がはっきりしています。

【事務局】 なかなか具体的に示すよい事例が見つからなかったんですけども、企業さんの方でほかにも著しく高額というケースで示せるようなものとか題材はお持ちでしょうか。

【高柳委員】 訴訟には至っていませんけれども、数年前にハウジーのケースなどもありました。

【長岡主査】 森下委員、お願いします。

【森下委員】 今の点なんですけれども、その文章を「著しく高額なライセンス料」に加えて、特許侵害による研究差止めとかそういう文章を付け加えて、今の注2の事例を残すような形でいいように思います。これだと料金だけが問題という感じがしますので、むしろそれよりは研究そのものを差止めるケースも結構ありますから、少し事例を広げた方がよろしいのではないかという気がします。

【長岡主査】 では、ほかにいかがでしょうか。

菅野委員、お願いします。

【菅野委員】 これはあくまでも特許ということを前提に今回は考えるということですね。先ほどの調査で実は一番多かったのが化学物質で、薬剤に直結するので多分リサーチツールで広範に安く供給するというような性質と若干違うのではないかと思ったんですけども、そういうものは実は意外とこれにはカバーされていないという理解でよろしいですか。

【事務局】 実はリサーチツール特許だけではなくて、リサーチツール自体の使用の円滑化もしっかりやっていかなければいけないという御意見とかもいただいております。

そこで今回の案では後で御紹介しますが「3. 基本的な考え方」の「(4) 有体物の提供」という形で一つの項を設けて、できるだけ合理的な条件と簡便な手続で提供に努めることが望ましいというようなことが書いてございます。

これで十分かどうかというのが議論でございますし、例えばNIHのホームページにもリサーチツール特許よりも特許されていないリサーチツールの提供の方が件数ベースでは多いぐらいな状況でございますから、そういったところも後ろでは盛り込んでございます。ただ、このガイドラインをつくりに至った経緯とか背景というのを考えますと、やはり特許の独占権による差止めだとかライセンス料のつり上げ。これが知財戦略専門調査会でも2年ほどずっと議論になって、順次ガイドラインをつかっておりますので、冒頭にはそこまで守備範囲を広げず、当初の目的はということというので書いているということでございます。後半に更に有体物関係、取り組むような問題とかございましたら、また御指摘いただければと思います。

【長岡主査】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。OECDのガイドラインがありまして、こ

れは日本でも当然尊重をすべきだと思いますので、恐らくこのOECDガイドラインとの関係でいえば、OECDガイドラインのカバーしていないところに特にフォーカスを当てるということになるのではないかと私は一応理解しておりますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

隅蔵委員、どうぞ。

【隅蔵委員】 勿論それはおっしゃるとおりだと思うんですが、一方でここで特に気にすることかどうかというのはあれですけども、OECDのガイドラインは理事会で決定されたものですから、5年以内に理事会に各国での履行状況みたいなのを報告しなければいけないので、こういうものの中で書き入れて関連する指針をつくっておけば、そういった日本における活動ということで報告することもできますので、それはそれで重要なことだと思います。勿論それに盛り込まれていないこともこれに入れていくということも、両方やっていくことが重要だと思います。

【長岡主査】 重要な指摘をありがとうございます。また後で議論できる機会もありますので、前に進めていきたいと思います。

では、次に本指針の目的に移りたいと思います。では、事務局の方から説明をします。よろしくをお願いします。

【事務局】 2ページの「2. 本指針の目的」でございます。

「(1)特許制度は、優れた研究開発成果を保護することにより、研究開発を促進する役割を担っており、他者のリサーチツール特許を使用する者は、特許を尊重し、適正な配慮の下に特許を活用することが求められる。他方、汎用性が高く代替性が低いリサーチツール特許が独占される場合は、新たな研究開発が阻害される恐れがあることを特許権者は認識する必要がある」。こういう形で使用者と権利者の双方の認識を書いております。

その上で「(2)本指針は、こうした保護と活用のバランスのとれた特許制度の運用が重要との認識を前提に、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許について、大学等や民間企業が研究において使用する場合の基本的な考え方を示すことにより、研究における特許の使用の円滑化を図るものである」。

「(3)大学等や民間企業は、本指針に沿った実務運用を確立することに努め、リサーチツール特許に関する紛争を未然に回避し、リサーチツール特許の使用を相互に円滑化することが望まれる」。

3ページ「(4)なお、本指針に沿った実務運用を行うにあたっては、本指針が、我が国の特許法第69条の解釈を前提に、日本特許の効力が及びうる国内での研究活動を対象として、ライセンス等の基本的考え方を示すものであることを留意する必要がある」。

(4)について若干御説明をしておきますと、第1回と第2回の会議の際に、海外への提供とか海外との関係をどういうふうにするかという御指摘がございました。非常に重要な議論でございまして、前回の会合でも基礎研究のような目的のときには広く提供していくとか、それに対して商業ベースは国益を考える。そういうような整理はどうかという御議論があったり、一方でこれはやはり日本特許というのを対象にして生じている問題だから、そういうのを対象にすべきではないかという問題もございました。また、ガイドラインに沿った行動をした人が沿わない行動をした人に負けてしまうということが生じないかとか、アメリカでもバイ・ドール法にも国籍条項が入っていたりとか、そういういろいろな御指摘があったところでございます。

そこで今回の提案は、その問題についてどういうふうに整理をするかというので(4)を書いて

いるわけでごさいます、これは日本政府として見解が示せる範囲というのはどこかと考えたときに、日本特許法が及ぶ日本での研究というか、そういう範囲になるのではないだろうかという整理でごさいます、アメリカ国内で起こっているアメリカ特許法の支配下にある行為について日本政府が示せるものでもないし、中国特許法の下での中国での研究ということまでは、なかなか日本政府の見解というわけにはいかないの、及び得る範囲というのはこういうことではないかと思ひます。

もし仮にこういうふうにしますと、日本特許の権利者と言へば日本企業だけではなくて日本の大学、海外の企業とかそういうのが入ってくる。一方、日本特許の使用者、これは日本企業や日本の大学だけではなくて、海外企業や海外の大学でも、もし仮にそれらが日本国内で研究活動をする場合はそういうのも対象になる。法律上の効力というアプローチで考えた場合はこういう整理になるのではないかと思ひていまして、これも皆さんにいろいろ御意見をいただいたので、この案がいいのかどうかというのは、まだ非常に難しい問題なので、御意見をいただければと思ひているところでごさいます。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。本指針の目的ということで、今、御説明がありましたが、保護と利用のバランスを取るといのが基本で、後は日本の第 69 条の解釈といのは、サブジェクト・マターに関するリサーチは侵害にはならないけれども、サブジェクト・マターを使ったりリサーチは侵害になるといのが基本的な解釈だと私は考へておりますけれども、それが一応前提であるといことと、国内の研究の実施についての指針だといことが主な点だと思ひます。いかがでしょうか。

【高柳委員】 今、長岡先生は 69 条の問題を言われましたが、69 条の解釈については、まだその判例の確立を見ていないので、通説で言われているようなサブジェクト・マターに関するものだけで解釈されるのはいかがなものかなと思ひます。あえてこの「第 69 条の解釈を前提に」とい言葉が要るのかどうかといのが疑問なんです。日本特許の国内はよくわかりました。これで非常に明確になっていると思ひます。

【長岡主査】 ただ、他方で指針であるからには、ある程度実質が必要で、リサーチツールについてはその前提となる特許法の基本的な解釈を書いておくことは、使う人から見れば非常に重要ではないかと思ひます。

平井委員、お願ひします。

【平井委員】 今の点なんです、私も一法律家としては、高柳委員のお話に賛成であります。つまり判例もなければ、これは諸外国もそうですね。欧米でも比較的確立の判例はございませぬので、解釈といのはなかなか確立していないといのが事実かと思ひます。

ただ、産業構造審議会等の議論もございまして、特許庁の方から報告書が出ておりますね。ああいう中でここ 1～2 年、国内で議論がかなりなされて、ある程度の成熟を見せているといのも事実だと思ひます。ですから、主査が述べられたように、通説または有力説として御紹介することが、そのユーザーに対する親切ではないとい気がするんです。

ですから、もし可能であれば、例の産構審の報告書などをリファアして、多少の有権性を持たせることも、もしかしたらいいのかもしれない。注か何かを使えばいいんだと思ひます。

【長岡主査】 事務局、どうぞ。

【事務局】 このプロジェクトチームの第 1 回のときに資料 5 といことで、大学間における政府資

金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンス指針というのを御紹介しました。このプロジェクトチームの前身となるプロジェクトチームでやった議論でございます。そのときにも69条の解釈については産構審の規定の内容を言及した上で、しかしながら、判決が出ていないこと、それ以外にもいろいろな多様な意見があること。こういった長い注を付けてございます。

今の御指摘に基づいて工夫をしたいと思えます。ここで私も69条の解釈を前提にというのは、特許庁の報告書を固定しようとか、そういうような意味は全くなくて、何でこの研究目的でリサーチツール特許の円滑化をしようとするガイドラインをつくっているのかということ、69条上すべて救われる場合ではない場合があるから、こういうガイドラインが必要になるわけで、むしろそういうことを書きたかったというのが趣旨でございます。それが後ろの日本効力との関係で少し短絡的な文章になってしまいましたので、事実関係等を工夫して考えてみたいと思えます。

【長岡主査】 本指針の目的ですが、ほかにいかがでしょうか。

では、また何かございましたら、後で議論をさせて頂くことにいたしまして、基本的な考え方について議論をさせていただきたいと思えます。

では、事務局の方からお願いします。

【事務局】 3ページの「3. 基本的な考え方」でございます。

「リサーチツール特許について、他者が研究のためにその使用を求める場合は、以下の基本的な考え方に基づき対応するものとする(注5)」ということでございます。

7ページの注5を見ていただきますと「具体的な契約にあたっては、本指針の基本的な考え方に沿ったものとするのが望まれるが、最終的には個々の契約における事情を踏まえた当事者の判断に委ねられる」。

前回つくったガイドラインにも同じような文章がございましたが、やはり法的拘束力というところまで考えますと、このガイドラインはないわけでございまして、そういう位置づけを明確にするために注5を置いてございます。

3ページに戻っていただいて、「また、リサーチツールに関する特許出願中の発明についても、本指針に準じた取扱いとする。

なお、リサーチツール特許のうち、商品化され市場において一般に提供されていないものについては、この限りではない」。こういうのが冒頭でございます。

前回、平井委員から特許出願中の発明とか、そういうのについてもカバーするべきではないかという御意見をいただきましたし、先ほど御紹介した資料2の大学の状況を見ましても、特許出願中が多いわけです。そういう段階のものも契約でいろいろ取り扱われるわけでございますから、そういうものを含むような形にしたということ。

最後の2行のところは非常に重要なところでございまして、文章がこれでよいかというのももう少し考えなければいけないかもしれませんが、例えば試薬であるとか医療機器であるとか、特に試薬などは特許が取られているものもあるわけですが、そういうものはもうカタログにちゃんと載って、提供料金が書かれて販売されているわけでございます。

ですから、そういうものは今までの商慣行みたいなものもあるわけで、こういうものについては、この基本的な考え方の対象外であるという整理をしてはどうかというところでございます。

次に(1)を読ませていただきますが「(1)ライセンスの供与」でございます。

「リサーチツール特許の権利者は、他者から研究段階(注6)において特許を使用するための許諾を求められた場合、事業戦略上の支障がある場合等を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するものとする」ということでございます。

また、ここは非常に前回たくさんの議論があったところですので、注6というのを御紹介する必要かあると思います。

7ページでございますが「本指針において『研究段階』とは、大学等又は民間企業において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。創薬の研究の場合は、臨床開発に入る前の研究をいう」。ここはなかなか議論も尽きないところでございますが、こういう文章を置きました。前回の議論では、大学関係者の方々の御意見は上流、下流を分ける必要がないのではないかというような御意見でございました。一方、製薬企業関係の方は、研究と開発はもう明らかに違うという御意見がございました。

製薬に関する研究だけを見ますと、もう研究の順番というのは時系列で決まっているわけでございまして、その議論をされている方と大学の方はそういう時系列と全く関係なくて、自分でやろうとしている研究がどういう研究か。こういう視点でおっしゃられているわけでございますので、一応大学の方などの御意見に沿って、一般的な定義を置いた上で、創薬の場合はどこまでを言うのかを更に書いたということでございます。

臨床開発に入る前の研究といいましますと、スクリーニングは入るという理解で整理をしております。スクリーニングを入れるべきかどうかについても議論があったと思いますが、一応そういう文章だと私の方では理解しております。

前回の議論では研究段階と商業的開発段階に分けるという議論がかなりございました。しかし、本文の方では、研究段階についての基本的な考え方を示すという整理をしております。実は研究段階の基本的考え方を示した後に、商業的開発段階について、どういう基本的考え方を示すべきかというのを考えていきますと、現状以上に我々が右であるとか左であるとか方向性を出せるようなことが余り書けないのではないかと思います。例えばそういう段階で無償にするとか、そういうことはとても言えないので、ほとんどの場合が合理的な市場原理に近いところで決まってくるというのが実態だろうと思ひまして、そういう整理を本文の方ではしております。

本文にまた戻っていただきまして、3ページでございます。今、言いました(1)ののところをもう一つ前回の論点がございまして、2行目の「事業戦略上の支障がある場合等を除き」というところでございます。ここにつきましては、前回の論点整理の中でも、企業には事業戦略上どうしても出せないものがあるという御指摘がございました。それから、今日御紹介した、大学の実情という資料2の中にも、出せない例として大学発ベンチャーにおいて活用する場合や共同研究の相手方の同意が取れない場合とか、こういうのがございました。

いずれもそれは大学発ベンチャーの事業戦略上であったり共同研究の相手方の事業戦略上であったり、あるいは企業単独の事業戦略上であったり、そういうので共通的にはこういう言葉が適切なのではないかと。今、言いましたようなものはすべて対象になるという整理で、こういう文章を置いてはどうかということになってございます。

次ににまいりますと「政府資金を原資とする研究開発(注7)の成果として得られたリサーチツール特許の権利者は、他者から研究段階において特許を使用するための許諾を求められた場合、原則として、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するものとする」。

「(2)ライセンスの条件」です。

「上記(1) の場合のライセンスの対価については、以下のとおりとすることが望ましい(注8)」。

ここでもまた注8というのがございます。行ったり来たりで大変申し訳ありません。8ページでございます。本文には対価の話を書いておりますけれども、前回の論点整理でもいろいろ議論がございましたのは、それ以外のライセンス条件でございます。

「ライセンスの条件として、対価に加え、第三者への再譲渡の制限、目的外使用の禁止等の妥当な条件が付されることを妨げるものではない」。これは今日の資料2で紹介したようなところにもございます。

「また、リサーチツール特許を使用して得られた研究開発の成果に関して義務を課す条項については、独占禁止法上の問題が生じることのないよう留意すべきである」。これはリーチスルーやグラントバックの条件について、どう考えるかというのが前回の論点でございました。一概にだめとは言えないという意見。独占的グラントバックのような独禁法に触れる可能性があるものは何かのメッセージが必要ではないかとか、あるいはケース・バイ・ケースとか、いろんな御指摘がございました。

正直申しまして、右とも左とも書けない領域が多うございましたが、そこで私の現段階の案としては、こういうような文章でどうかということで、更にもう一方、方向性を示すべきかどうかを御議論いただければありがたいと思います。

3ページの最後の行に戻りますが「なお、上記(1) の場合も、政府資金を原資とすることを踏まえつつ、以下に準じるものとする」。

政府資金原資の場合に、～ の条件がどの程度変わるかというのは程度論かなと思いついて、こういう書き方をしておりますが、その上で「大学等の間においては、原則として無償」「民間企業から大学等への供与においては、無償又は低額の対価」「民間企業への供与においては、研究段階であることに配慮した合理的な対価」でございます。

「(3)簡便で迅速な手続」でございます。「リサーチツール特許に関するライセンスの当事者は、ライセンスが簡便で迅速な手続きにより行われるよう努めるものとする。この場合のライセンスは、ひな形となる簡便な書式を活用することが望ましい」。

「(4)有体物の提供」でございます。「研究の場においてリサーチツールが円滑に使用されるためには、リサーチツール特許だけではなく、有体物の円滑な提供が不可欠である。大学等や民間企業は、合理的な条件と簡便で迅速な手続による有体物の提供に努めることが望ましい」。

「(5)ライセンスポリシー等の整備」でございます。「大学等は、研究者に対し本指針を周知し、研究者との認識共有を進めるとともに、必要に応じて、ライセンスポリシーや規程の整備、ひな形となる書式の作成とそれらの公表に努めることが望ましい。また、民間企業においても、可能な範囲において、本指針に沿ったライセンスポリシーの整備とその公表に努めることが望ましい」ということでございます。

(5)に関しましては、先ほどの資料2の大学の実情の中でも、研究者の了解が得られない場合というのが結構な件数でございましたから、研究者との認識共有等であるとか、ライセンスポリシーの整備というのに言及してございます。

以上です。

【長岡主査】 どうも大変ありがとうございました。

では「3. 基本的な考え方」について議論をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

隅蔵委員、お願いします。

【隅蔵委員】 今おっしゃった(4)と(5)に関連して、先ほど平井先生がおっしゃったこととも関連するんですけども、ライセンスポリシーに並んで、この有体物の提供に関するマテリアルトランスファーのポリシーみたいなものも各大学で整備することが必要になると思うんですけども、そういったことはこの(4)と(5)に書き込むことはできないかと思ひまして、今、伺っております。いかがでしょうか。

【長岡主査】 確かにポリシー自体がはっきりしなければ何もできないので、非常に重要なポイントだと思います。

森下委員、どうぞ。

【森下委員】 前回議論に参加していなかったのですが、前回もうお話が出たかもしれないんですが、注6の区分けの話なんです。「創薬の研究の場合は、臨床開発に入る前の研究」というのは、前臨床試験とか臨床開発の前という認識になるんですか。具体的にはどの辺りからが入るのか、ちょっとよくわからないんですけども、前はそこは割とこの表現でもう明確になっているんですか。

【長岡主査】 前は非常に議論のあったところですが、基本的には研究段階ということで段階をまとめてしまうということが今回の提案で、ただ、研究というからには知識をつくったり、技術的な不確定性を減らす段階までということだと思うんです。

【森下委員】 具体的には、前臨床試験というのは臨床開発の中に入るんですか、入らないんですか。前臨床は入らないという理解ですね。入らないという認識を皆さんがお持ちでしたら、むしろそこまで書いた方がわかりやすいように思います。

【事務局】 一応こう書けば大体クリアーだろうという御意見をいただいたのでこう書きましたが、そこに疑義があるようでしたら、もうちょっと詰めたいと思います。やはり最終的に製品にするターゲットが決まるまでの段階というか、私の一般的な理解としてはそういうことで、それが製薬業界とか医学部の方に明快にわかれているかどうか。今の森下委員の発言ではまだのようでございます。ただ、今、言ったような区切りでよいかどうかについては、更に御意見をいただければと思います。

【長岡主査】 いかがでしょうか。

室伏委員、お願いします。

【室伏委員】 今の件なんですけれども、前臨床という言葉は臨床試験の前ということで、臨床開発には基本的に入らないと思っています。どこが違うかということですが、臨床段階に入りますと1つの化合物が特定されて、それが薬として成立するかどうかを試験しますが、臨床試験前には種々の化合物のうちから、一番いい化合物を選択する過程がありますので、リサーチ・ツールを使用する場面が多い可能性が有りますので、そこでステージが明確に分かれると思います。

【長岡主査】 ありがとうございます。

佐野委員、お願いします。

【佐野委員】 幾つか確認したいことがあるんですが「3. 基本的な考え方」の冒頭のなお書きの部分で「商品化され市場において一般に提供されているものについては、この限りでない」という部分が、先ほどの話ですと市販されている試薬ですとか、これは機器も入ると思うんですけども、いわゆる物として流通しているものだけではなくて、例えばサービスの形で提供されている場合とか、あるいはもう単純に物はなくてライセンスアウトの形で提供されている場合でも、なお書きの解釈の中に含まれると解釈していいのかどうか。私は解釈するべきなのではないかと思うんです。

もう一つは、今まさに流通させようとして開発中のものだけども、まだ出ていないという状況ですね。あるいは思い付いたばかりとかいう段階のものをどういうふうにか考えるかというのが、やはり出す場合もあるにしても、この枠組みの中で原則例えば供給するとかいうふうにはならないのかどうかという辺り。例えばそれは事業戦略上の支障がありますから、まだ出せませんという解釈になるのかという辺りがどういうふうに解釈すればいいかというのがちょっと不明な点。

「(1)ライセンスの供与」の方には「事業戦略上の支障がある場合等を除き」という文言があるんですが、の政府資金を原資という方は、事業戦略上の支障がある場合は除くということわり書きがないので、原則として供給しないといけないということになると思うんですが、政府資金の中でもNEDO GrantとかJSTもそうかもしれませんけれども、ある程度その事業化というのを前提にして、民間の企業も入った形でGrantをされるというケースがあると思うんです。

そういう場合に例えばツールとして開発しようという場合ですとか、あるいは大学発の創薬系のベンチャーがそういうGrantを取って、自ら見つけたツールでもって創薬をある程度独占したいというような状況にある場合は、この「原則として」があると結局そこでGrantを使って、せっかく見つけたツールは自らの事業のために独占することがかなり制限されてしまうのではないかと思って、こうなるといわゆるそういう意図を持ったベンチャー系の会社ですとか、あるいはツールを開発しようとする会社が政府系のGrantを取りにくくなるのではないかという危惧を持っています。

これはNIHのGrantのライセンス・ガイドラインが出たときも『Science』とか『Nature』に、いわゆるツールの開発系の会社ですとかアメリカのベンチャー系の会社が、NIHと一緒に仕事がしにくくなるのではないかというようなコメントを寄せていたことがあるんですけども、そこら辺をどういうふうに救済するのか。もしくは政府系原資が入った場合は、原則、非排他的に出しなさいとしてしまうのかというところが少し疑問でした。

以上です。

【長岡主査】 ありがとうございます。では、事務局の方で最初の点はいかがですか。まず、なお書きですね。

【事務局】 なお書きについては、物だけでなくサービスで提供されているというお話でしたが、私はサービスで提供というのがどういうイメージか湧かないんですが、サービスであっても結局、有体物とかの物は動くということではないでしょうか。

【佐野委員】 いろんなケースがあるんですけども、例えば一番ポピュラーなケースで、シーケンスの受託などというのがあるんですが、遺伝子配列の解析のサービスなどの場合は当然特許されている技術であるとか、機械を使う場合もありますけれども、そういったものを使って、こ

の場合は極端ですけれども、情報だけがカスタマーの方に提供されると物はないですね。

いろんなケースがありますから、今こういうリサーチ関係の受託サービスというのは非常に多様でして、何でもやりますというところから、ある程度大々的にこのツールの技術をコアにしてサービス提供をしている会社もあります。

【長岡主査】 その場合、ライセンスは入らないわけですね。まさに特許を使ったサービスをカスタマーに提供するということですね。

【佐野委員】 サービス自体はパテントで独占されていますけれども、要するに受託ベースですから、いろんなカスタマーの方が特許を使ったサービスを受けられるということです。

【事務局】 実際にツール特許の対象にはスクリーニング方法とか方法も入っているので、今のことは理解できました。特に異論とか御意見がなければ、そこについてはもうちょっと広く含まれるような書き方を考えてみたいと思います。

2点目の提供前のものについてはどうするかということでございますが、提供前で今、何らかのものを持っているという特許は、さすがにこのなお書きで読めるとは考えておりませんで、事業戦略上の支障というので個別の問題として判断するということになるのではないかとというのが私の理解でございます。

【長岡主査】 最初の点についてはいかがでしょうか。なお書きの理解ですけれども、提供ということの中にはサービスの提供を含めて、当然リサーチツール特許が使われているかどうか非常に重要なので、そこまで含むと考えるということです。

開発中のものは現に市場では使われておりませんので、もしライセンスの拒否があるとすれば、事業戦略上の理由ということで読まざるを得ないのではないかとというのが事務局の説明でした。

【佐野委員】 もう一つ、政府資金を原資とするもの。

【長岡主査】 それは今から議論をさせていただきます。それで2番目の点は、ライセンスの供与は、基本的には非排他的なライセンスをなさいというのがリサーチツールについての考え方で、ただ、政府資金の場合とそうでない場合で考え方が違って、政府資金の場合は「事実上の支障がある場合等を除く」ではなく「原則」としてということになっているのが、問題になるのではないかと。このご指摘だったんですが、NIHの場合も、最終的には非排他的にライセンスすることが目的だけれども、ツールを更に開発する投資のために排他性が必要な場合には排他性を許容するおいており、このようなNIHガイドラインに即した点を更に書き加えることはできるのではないかと思います。

ただ、国費原資の場合には、最終的には広く技術が使われることが重要なので、そこは民間資金の研究開発による成果とは区別した書き方があっていいのではないかとと思われるところです。いかがでしょうか。

平井委員、お願いします。

【平井委員】 この政府原資の点なんですが、私は「研究段階において特許を使用するための」という限定が入っていることがポイントだと思うんです。やはりこの趣旨は、税金で得られた成果を国としてのイノベーションに生かしていこうじゃないかという大きなバックボーンがあると思うんです。ですから、基本的には研究段階において、これを使用する。

佐野委員のおっしゃられた懸念の点は、例えばもし仮にある企業が政府原資でいい成果物を

得て、それを他の企業が研究に使わせてもらいたいというふうに言うので、非独占的に出しました。ただ、出した先の企業がその成果物を使って更に別のいい発明をして、イノベーションをつければ、それは結構である。もし、その成果物そのものを使った事業化を考えれば、それは出した元の企業は何らかの特許的な権利行使なり、あるいは別の事業的なライセンス契約の締結の交渉なりができるわけですね。

ですから、あくまで事業のところに入ってくれば、そこで制限はかけられるというのが、1つ大きなポイントではないかと思います。

ですから、もしそういう研究段階においてという限定があっても、なお佐野委員のおっしゃられた懸念が払拭されないとすれば、それがどういう点で、更にどうすればそれを払拭できるのかというふうに議論を進めたらいいかと思います。

【長岡主査】 森下委員、どうぞ。

【森下委員】 この点は、私も佐野委員の意見に結構賛成で、確かにあり得るシチュエーションだと思うんです。例えば非常に革新的なスクリーニング方法を、あるベンチャーが開発したと。そのベンチャーが、その方法を使って何か化合物を見つけて創薬したい。そうすると、そのスクリーニング方法を広く出すことよって、将来的に自分たちがやろうと思う創薬ができない可能性が出てくる危険性があると思うんです。

原則としてというところのとらえ方にもよるんですけれども、それを盾に事業がかぶってくる場合に、同じような企業から求められると、非常にベンチャー的には辛いところもあるのかなという気がします。

もう一点は、JSTの中でも委託金給付開発事業みたいなものがあるって、これはある意味成功すればお金を返さなければいけない。そういうものの場合、融資に近い性質もありますので、全部が全部という解釈で本当にいいのかなという気もいたします。

NEDOの事業なんかでも、完全に事業化を目標としているものが幾つかありますので、その辺の区分けを原則としてという言葉の中でももう少し丁寧に書いた方がいいんじゃないかという気がします。

【長岡主査】 ほかに、この点につきまして、いかがでしょうか。

今、いろいろ御意見をいただきましたので、「原則として」ということの中身、あるいは「事業戦略上の支障」とどう違うのか。その辺についてももう少し更に詰めて、幾つかのケースの考え方も御指摘いただきましたので、少し整理してみたいと思います。

全体パッケージの議論ですので、先に進めたいと思いますが、ライセンスの条件につきまして、前回マトリックスで議論を整理させていただいたわけですが、そのマトリックスを3つに分けて、大学間は基本的には無償がいいのではないかと。民間企業から大学等について、大学が基礎研究等をやっているということ、基礎研究というのは収益性が乏しいわけですから、それに対応して無償とか低額。それから、対民間については研究段階であって、非常にリスクも高いということで、そういうことを考慮した合理的な対価。基本的には、すべて合理的な対価だと思いますが、合理的な対価の考え方がある程度示してあるということだと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

高柳委員、お願いします。

【高柳委員】 済みません。条件に行く前に「(1)ライセンスの供与」のところ、の「事業戦略

上の支障がある」というところですが、私はこの書き方が、先ほど参事官が言われたように、どうしても出せないケースは除きますというニュアンスをもう少し出していただかないと、何でも断られると。そういう意味では、事業戦略上と言ってしまえば何でも入るところがちょっと気になります、製薬協としては、重大なとか、そういうものを入れていただければと思いますがそれが1点です。

「(2)ライセンスの条件」につきましては、全体として、まず初めに「以下のとおりとすることが望ましい」というふうに、サジェスティブな表現であるにもかかわらず、原則として無償とか、民から大学への供与は、無償または低額の対価と、二重にトーンが弱められているので、望ましいということで、例えば大学等の間においては無償とか、民間でも大学への供与においては無償でも、望ましいということで解釈すればいいような気がします。

大学への供与、現実問題としては、民間から大学へリサーチツールの特許、または有体物を出すときに、お金を取れているケースというのはほとんどないと思うんです。実情はそういうところです。ただ、マテリアルなどはちょっと費用がかかる、時間がかかる、手間がかかるので、お断わりするケースもございますけれども、現実は無償というのが行われているのではないかと思います。

したがって、そういう形でもう少しガイドラインとしてもう少し強い方が、私個人の意見ですが、私も、そう思います。

ただ、大学への供与と言いましても、大学が自身で研究するケースと、他企業との連携、受託、そういうケースがありますので、それはむしろ民間企業へ出すのに近い形でやらざるを得ないと思いますけれども、ピュアな大学さんのアカデミアの研究でしたら、もうほとんどの企業は無償で出されているのではないかと思います。

(3)の書き方が、どこからどこへというふうになっていない。(2)は民間企業から大学等へなんですけれども、(3)の書き方は民間企業への供与、どこからどこへのといふように、もう少しクリアにした方がよろしいのではないかと思います。

以上です。

【長岡主査】 本田委員、お願いします。

【本田委員】 私も少し戻ってしまうんですが、ライセンス供与のところと、あとライセンス条件の点で、このガイドラインができる前の大学間のガイドラインの場合には、リサーチツールというか、大学間で使用ができるように、仮に特許を他社企業に独占ライセンスした場合でも、大学間では使えるようなことも考慮しましょうということが、ガイドラインの中には盛り込まれていたかと思うんですが、今回のガイドラインはやはり企業も含まれるケースですので、以前のガイドラインと同等に考えるのはちょっと難しいかなというふうに考えています。

そこで、ライセンス供与の のところの「事業戦略上の支障がある場合」というのは、主に企業サイドの事業戦略上の支障があるというような御説明が主になっていたかと思うんですが、当然これは大学の事業戦略上の支障がある場合も含めて考えるということで、一応よろしいでしょうかというのが一点確認です。

というのは、例えば技術によっては独占ライセンスをして、企業さんに実際にちゃんと製品まで持って行ってもらいたいものがありますので、そういうときにまで非排他的なライセンスという余地を残すとすると、やはり独占ライセンスが現実的にはできなくなってしまうという問題がありま

すので、そういう場合には大学の事業戦略上の支障がある場合を含めて、必ずしもガイドラインに沿って、いつでも非独占なライセンスを供与できるような状態に置いておかななくてもいいというような理解をしてよろしいでしょうかというのが一点です。

【長岡主査】 私の理解ですと、一応 は政府資金を原資とする研究開発ということで、資金原で縛ってあるので、それは大学の研究すべてではありませんし、大学が自己資金でやる場合もあるでしょうし、産学共同研究の場合もあるでしょうし、ですから、それは大学の場合も事業戦略上の支障というのはいり得るといふに私は理解しております。

【本田委員】 政府資金を原資としたものとして、もうできた技術によっては、例えば独占でライセンスを出して、それできちんと製品化して、その製品化したものによって広く利用されるという道を選んだ方が、技術が生かされる、税金が生かされるというようなことも考えられますので、そこは大学の技術移転の事業戦略というか、その中で読み込んでよろしいでしょうか。

【長岡主査】 ただ、そこは先ほど平井委員がおっしゃった点とも関係しますけれども、基本的にこの対象はリサーチへのライセンスなので、リサーチについて特に汎用性があって代替性がないリサーチツール特許が独占されるのは、望ましくないということがありますので、フィールド・オブ・ユースをリサーチに限定して、その部分については非独占的というのが基本的な考え方です。ただそこでも、先ほど森下委員がおっしゃったように、多少両方が矛盾するような局面もあるのかもしれませんが、考え方として原則としてリサーチはできるだけ多くの人ができるようにする。特に国費原資はそれを重点的に考えたいというのが、このガイドラインの基本的な考え方になっております。

【森下委員】 例えばリサーチツールそのものを事業化の目的というのはいり得ますね。

【長岡主査】 リサーチツールを事業化して、ツールを最終的に非独占的ライセンスするという目的のために独占するというのであれば、この基本的な考え方にも合うことになると思います。

【森下委員】 例えば化合物をつくるためのリサーチツールを開発して、そして化合物を提供する事業がありますね。言っている意味は多分一緒だと思うんですけども、多分この文面だけ見ると、原則というのは大学は全体的に絶対と取りますので、やはりある程度丁寧に書いていただかないと、多分それを盾に事業化できないと考える考え方と、逆に全部出さなければいけないといふに、TLOなり知財本部が言われたときに、各研究者の方が逆に困り得るケースがあると思うんです。

先ほどの調査でも、研究者の人が意向で出せないというのがありましたけれども、恐らくあれは自分たちでやりたいというのがあってということだと思うんです。実際、余り初期の段階で言われて出せと言われても困るというのが結構あると思うんです。例えばこれから論文を書くには1年ぐらいかかるのに、その時点でどんどんそれを出さなければいけないと言われると、研究者として非常に困るので、ある程度何か丁寧な書き方をしないと言葉が一人歩きする危険性があるという気がします。まさに本田委員が言われたのは、多分そういう意味だと思います。

【長岡主査】 平井委員、お願いします。

【平井委員】 余りここだけ細かく言うとあれかもしれませんけれども、例えば1つの対策として、スクリーニング系をライセンスアウトします。しかし、この分野のスクリーニング成果物、例えば低分子化合物とか、こういう分野の低分子化合物については仮に得られても、それは事業化してはいけません。それは、ライセンサーの方でやるんだと。

ライセンサーも、大体どこのベンチャーもそうですけれども、リソースにリミットがありますので、全部はできません。だから、2つか3つぐらい自分のやりたい分野を持っているんです。その分野以外については、スクリーニング系をどんどん回して、いいものをやられたら、それはもうすばらしいことであると。そこは自由にやってもいいと。しかし、コアの2分野、3分野については、他社に対して事業化してはならないという限定条件を付けることもできるかもしれませんが、これは、勿論独禁法上の検討は必要ですが、そういうこともできるかもしれない。

或いは、例えばスクリーニング系をライセンスするときに、2、3か月のリードタイムを取らせてもらって、それからライセンスを出すとか。私の聞いた話では、大体スクリーニング系を回して2、3か月ないし半年すれば、もう大体結果は出るんです。それは確認してないからわからないけれども。例えば6か月リードタイムをもらえば、その後は他社に実際に出してもほとんど問題は無い。そういうタイムフレームで、ある程度いいキャンディーデートを出して、それをライセンスの前に特許出願しておけば守れるということもあるかもしれません。

だから、細かな戦略というのが他にも幾つかあると思います。そこは、各大学機関できちんと考えていただいて、ただこういう精神を守るように、精神を守りながらそれを実際上はどう活用できるかというところに知恵を絞ったらいいのではないかという気がします。

【長岡主査】 隅蔵委員、お願いします。

【隅蔵委員】 前回の研究ライセンスの指針と比べると、勿論一番の特徴はライセンサーもライセンシーも、大学等だけではなくて、大学も企業も入っているということで、このライフサイエンスの指針としては、大学も企業も含めた研究コミュニティー全体のルールづくりということになると思うんですけれども、特に私が思うに、余り大学はこうで企業はこうだというふうに、極力分けない方が、これを実際に理解を浸透させて、実効性のあるものにしていくのにはよいのではないかと思います。

先ほど本田委員がおっしゃったように、事業戦略というのも企業の事業戦略だけでなく、大学の事業戦略もあるということは勿論だと思いますし、そういうふうに極力分けずに研究という段階であるということ进行全面に出していけばいいのではないかと。

その意味では、今の「ライセンスの条件」のところ、民間企業から大学へは無償または低額と書いてあって、民間企業への提供においては研究段階であることに配慮した合理的な対価ということが書いてあって、これは実際に低額というのと合理的な対価の関係がどうなるかというのは解釈次第でしょうけれども、一見民間企業と大学が非対称な感じに見えるというのがちょっと気になるところです。

ですから、ある意味で、これもここで議論すべきことだと思いますが、1つの案としては、では大学等の間においては原則として無償と書くにしても、のところ、大学と民間企業の間においては、例えば無償または研究段階であることに配慮した合理的な対価、あるいは無償を取ってしまって研究段階であることに配慮した合理的な対価という感じで、2番と3番の並存によって非対称な感じに見えるのをなるべくなくした方がよいのではないかとというのが私の意見です。

【長岡主査】 ここは、確かに大学の機能も多様化していますし、そういう意味では本当に組織のタイプで分ける方がいいか、それとも何をやっているか、それで分けた方がいいかという議論は確かにあると思います。

ですから、一応2番と3番が分かれた書き方になっているのは、先ほども御説明しましたけれ

ども、大学の方では収益性がほとんどない基礎研究等に従事している研究者もたくさんいるわけで、そういう人たちに對するライセンスというのは低いのが望ましいということを書いてあるわけです。そういう意味ではそういう研究目的に即して書くというのも一案かと思っています。もし全体をひとつにまとめるとすると合理的な対価としか書けなくなってしまうということもありまして、基礎研究を担当している大学の特殊性を反映させるガイドラインにするとの考慮が原案では入っております。

最初に佐野委員、お願いします。

【佐野委員】 今の「ライセンスの条件」の部分で、大学等への供与は無償または低額になっているんですが、実際の運用として、現在行われている形として、いわゆる市場に流通しているリサーチツールの中には、末端の研究者、実際に使用される研究者にライセンスのロイヤルティの一部を負担していただいているという考え方になっているものもたくさんあります。

一番有名な例はPCRなんですけれども、PCRは正規の権利者からPCRに使う装置を購入することによって、アップフロントフィーが支払われる。それと、正規の権利者からPCRに使う試薬を購入することによって、ランニングロイヤルティの部分が支払われて、あなたには実施する権利が許諾されますという形になっていますから、改めてライセンス契約を結ぶというような形にはなっていませんけれども、精神としては特許技術の受益者である研究者の方にも一部負担していただきますという考え方になっておりますので、必ずしもこれが大学だからただとか、民間は有償だというふうな考え方になってない場合もあるということです。

【長岡主査】 ただ、その場合、大学がアカデミック・ディスカウントされるとか、そういう可能性は、PCRの方では全くないですか。

【佐野委員】 それは、末端セールスの営業の戦略上、いわゆる値引きはあるかもしれませんが、ラベルライセンスというところでPCRの場合は差はなかったと思います。勿論、差があるようなツールもあります。民間企業の場合は、非常に高めになっているという、特にベクターなど、複製可能なツールについては、かなりはっきりとそういう差別が行われている場合もあります。

【長岡主査】 事務局、どうぞ。

【事務局】 今、御指摘のケースは、3章の基本的な考え方の冒頭のなお書きのところの対象になるケースについておっしゃられているような気がするんですけども、PCR法は方法ですから、先ほども議論でそういうものも抜くということであれば、広く一般に商慣行としてできているようなルールは、そちらのルールでというのが私の今の理解で、それ以外のものについての提供条件としては、どちらがいいかというのが後半だと思ったんです。

【佐野委員】 確かに、そのとおり私も理解しているんですが、実際まだ市場には流通していないけれども、将来流通するようになるようなツールというのは実際にあるわけで、そういうものについての考え方で、大学は無償だというふうになってしまうと、商品化された途端に有償になるのはなぜというところで考え方が。

【長岡主査】 両方の整合性ですね。

【佐野委員】 はい、整合性が取れなくなるのではないかとこのところが気になります。

【長岡主査】 本席議員どうぞ。

【本席議員】 どこにあてはめるかということですが、例えばロックアウトマウスとかそういうもの、現在理研のバイオリソースセンターで集めて無償で供与しておりますが、これはいつまでも無償

では困ると思います。つまり理研の運営、ランニングコストを回収するための最適な費用は、取る方がいいのではないかと考えております。

そういう場合に、これのガイドラインと抵触しないか、あるいはその場合どのような解釈をするのが妥当であるのかということ、ちょっと御議論いただきたいと思っております。

【長岡主査】 私の理解は、この無償というのは純粋な技術に対してということですから、当然実費の部分は有償で構わない。すなわちコストはリカバリーするという考えです。そういう意味では誤解を招かないためには、むしろ実費ベースと書くのも一案かなと思っております。理研のバイオリソースの MATERIAL の提供で実費をカバーすることが、このガイドラインに矛盾することには全くならないと思っております。

平井委員、お願いします。

【平井委員】 多分「(5)ライセンスポリシー等の整備」に関係すると思うんですが、今の実費の話とも少し関係するんですが、私が見た事例で、例えばネズミ、ロックアウトマウスなどを提供するのに共同研究契約を使うんです。それで 50 万とか 100 万という共同研究費を入れて、それでネズミをもらうケースが結構あると私は見えています。多分こういうケースはほかの MATERIAL にもあると思うんです。

やはりネズミなどは、非常に時間とお金がかかります。半年、1年かかって、しかもうまく出てこないということもあって、なかなか大変ですね。だから、きちっと実費と書くことは非常に重要だと思います。

これはライセンスということで書かれているんですが、今、言ったように、実は共同研究契約とか、いろんな契約で逃げているケースがあるんです。もしこういうガイドラインをつくっても、これは厳しいと思えば、そうやって共同研究で逃げてしまうケースもまた出てくると思うんです。

だから、極力啓蒙に努めて、やはり大学組織、ポリシーをきちんとつくって、リサーチツールの提供と考えられるケース、MATERIAL と考えられるケースについては、きちんとそれに対応する契約を使ってもらう。これはもう本当に啓蒙になりますので、そういったこともきちんとされたいのかなという気がします。

【長岡主査】 事務局どうぞ。

【事務局】 本席先生からの指摘の点ですけれども、一応このガイドラインの「ライセンスの条件」ということで、大学の間は原則として無償とか書いてありますけれども、これはライセンスの対価ですから、特許料分の取扱いを書いているというのが私の理解でございます。

それ以外に、実費といったときには、例えば送料であるとか、物の料金とかあるんですけれども、ロックアウトマウスのような有体物は実費という概念の中では、とても収まらないような価値のあるもので、そこについては、つまり有体物自身については(4)で、更に現物をどういうふうな価値で取引するかという整理になると理解しております。動物自身は(4)で、そこに特許がない場合は物の価値だし、特許があった場合にはライセンス料及び、例えばいろんな契約条件が付いてくるという理解をしております。

今の議論は、(4)の合理的な条件というところ、冒頭申しましたように、これは特許の差止問題から来ていたので、余りこちらは突っ込んで書いていないんですけれども、ここについて更に、私も理研のバイオリソースプロジェクトを少し見せていただきましたけれども、今後民間企業にどういう形で提供すればいいのか、有償がいいのか、そういうお話を伺っております、ここについ

て深掘りしていくガイドラインをつくるのかどうかということで、御意見をいただくのがいいんじゃないかと思います。

【長岡主査】 今の点は、有体物に関連しては、かなり簡便な書き方に現状の案はなっておりますが、特許権のライセンスと同じように、場合分けをして考え方を書くかどうかというところについての問題提起なのですが、いかがでしょうか。

事務局どうぞ。

【事務局】 たびたびで恐縮ですが、今日御欠席の高田委員に有体物のルールのところ、(4)に関連する参考情報を、電話メモですので若干不正確なところもあるかもしれませんが、いただいております。企業から大学への有体物提供は普通無償だけれども、出回っている市販品のような場合は購入、有償という形になります。

企業が大学に有体物を提供する場合には、ファースト・リフューズ・ライトというのを付けるのが一般的です。つまり有体物を提供するけれども、それを使って研究した結果よい特許とかが生まれれば、まず最初に私に相談してくださいということですね。そういうことが一つです。

それから、有体物の相場は、ロックアウトマウスだと数百万円とか、モノクローナル抗体だと60万円とか、そういうお話を伺っております。有体物実費という話ではなくて、かなり一般的にはそういう相場で、ただこれは私も電話でよく聞けないのは、大学間提供なのか、大学から民間企業なのか、その辺までは詳しく聞き切れてないところでございます。

【長岡主査】 ほかにいかがでしょうか。隅蔵委員、どうぞ。

【隅蔵委員】 ここでは、できる限り実態に即した形で、このガイドラインの中に書き込んで、実際に有効性のある形で書き込んでおくことがいいと思います。ただ、ほとんどの場合有体物の提供と特許のライセンスというのがリンクしているか、あるいは特許はないけれども有体物だけというケースだと思いますので、タイトルが「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」ということだと、このタイトルに忠実にということ言えば、有体物の提供と特許のライセンスがリンクしている場合しか入らないのかもしれませんが、もし少しはみ出してもよければ、有体物の提供だけの場合にも読み込める、あてはまるようなものは書いておいた方が実際に役立つものになると思います。

【長岡主査】 菅野委員、お願いします。

【菅野委員】 多分、私が一番最初に質問したことは、まさに今の点にかかってきておまして、私の理解ではリサーチツール特許に関係する有体物と。多分、有体物の話をし出すと、いろいろなケーススタディをやって、ケースごとにどういうことをするのが国益に最もかなうかとか、みんなのところにするかというのを、少し考えないといけないと思いますので、原則としてはこれでいくけれども、若干特許ということとは区別して考えた方がいいんじゃないかと。だから、ここでは特許に関係した有体物というものにある程度話を限定しておいた方が、複雑にならなくていいんじゃないかと思います。

【長岡主査】 ほかにいかがでしょうか。

高柳委員お願いします。

【高柳委員】 先ほどの隅蔵委員の大学と民間の非対称をなくしてはという御意見がありましたけれども、私は民間の立場で、先ほど高田委員の実情の話もありましたけれども、佐野委員の流通を考えているとか、そういうものは除きまして、先ほども申し上げましたけれども、基本的に

は大学へ無償で提供する、そのときに何らかの独禁法に触れない形で先ほどのファースト・リユーザー・ライトとか、優先的な実施とか、そういうことを入れて、対価についてはほとんど無償で考えていますので、必ずしも非対称でなくてもいいと思います。

大学の方は、そういう意味では実施ということを考えませんので、我々は大学さんのものについてはリーズナブルであれば有償でライセンスをいただくという形で構わないと思っています。

【長岡主査】 佐野委員、お願いします。

【佐野委員】 先ほど菅野先生がおっしゃった有体物なんですけれども、単純な特許のライセンスと違って有体物の場合は、いわゆる特許明細書にも書いていないような隠れたノウハウが潜んでいる場合もありますから、逆に言うと、例えばそれがほしいと言われても出しにくいケースというのはあり得るのではないかと考えています。

ですから、先ほどのお話のように更に複雑な場合が多いだろうと想像しますので、そこはライセンス・ガイドラインでは余りふくらませずに、あくまでも特許とリンクしたという形で置いておいた方がすっきりするのではないかと思います。

【長岡主査】 隅蔵委員、お願いします。

【隅蔵委員】 今、菅野先生や佐野先生がおっしゃったことに関連しまして、私も有体物についてこの場で検討するのは可能な限りしたらいいと思いますけれども、ガイドラインのタイトルをこれに特定するという意味では、特許に関連したものとならざるを得なくて、ここで私がアジェンダ出しをしてもいいかもわかりませんが、もし、後半の12月以降の方で時間があれば、マテリアルについての特性等についても少し追加で、このガイドラインとはまた次の段階の話として議論するとよろしいのではないかと思います。

【長岡主査】 有体物については、さっきおっしゃっていましたが、例えばノウハウ保護の問題はどうするかとか、検討をすべき点多いと思います。ただ、一応このガイドラインでは有体物自体の提供についてしか書いていませんので、そういう意味ではガイドラインとしてはカバレッジがそもそも不十分だということはあるかもしれません。

反面、例えばこれから議論しますけれども、データベースの構築などリサーチツールの流通インフラ整備では、有体物も含めてやった方が効率的にできるということもあると思いますので、事務局の原案としては、ガイドラインは基本的には特許の使用についてということであるというのが現状の案であります。

それから、ライセンス条件については、先ほど注8で御説明があったんですが、ここには対価についてしか書いておりませんが、一応それに附属した条件についても書かれておまして、OECDのガイドラインも独禁法というのはある意味ミニマムで、独禁法プラスの考え方で、余り拘束的な条件を付けないようにということが書かれているわけで、その辺についても、こちらのガイドラインでも配慮する必要はあるかと思いますが、基本的にはこういう内容になるのではないかという感じがします。

今、幾つか重要な指摘をいただきましたので、ここですぐ整理はできませんので、次回に向けてもう少し整理を事務局の方でしていただきたいと思います。

時間の制約もありますので、次の4章に移りたいと思います。

では、事務局の方からお願いいたします。

【事務局】 4ページで「4. 情報の公開による使用の促進」でございます。「リサーチツール特許

の使用を促進するとともに、合理的な条件でのリサーチツール特許の提供を定着するためには、特許権者が所有する特許及びそのライセンス条件等に関する情報が広く公開され、活用される必要がある」ということをごさいます。

5 ページ、時間の関係で読むのは省略しますが、(1)には「大学等による情報の公開」、(2)には「民間企業による情報公開」、(3)は「有体物に関する情報の公開」、先ほどいいましたように、NIHも対象にしているような特許されていない有体物が入ってごさいます。(4)は「統合データベースの構築」でごさいます。

(1)(2)(3)(4)の関係するイメージを言いますと、(1)と(2)で大学、民間がホームページで公開をする。しかし、それだけでは、ばらばらにアクセスしなければいけないので、それを統合するという形で(4)というのがごさいますて、(4)の統合データベースにすべて集約するというよりも、各大学では出してもらえけれども、書式を共通化して、(4)の統合データベースでいちいちアクセスせずにも共通して検索できるという上に乗ったようなポータルサイトみたいなものをつくるというイメージを考えております。

以上でごさいます。

【長岡主査】 どうもありがとうございました。この点については、いかがでしょうか。

森下委員、お願いします。

【森下委員】 民間企業に関しては自由といいますか、しょうがないと思うんですが、大学に関しては最初から統合データベースの発想の方がいいんじゃないですかね。正直、各大学でこれは無理だと思いますので、独立行政法人化の全大学あるいは知財本部の全部で一つデータベースをつくって、それに登録をしてもらおうという形式をしないと、恐らく書いてやれるのは2つとか3つとかというレベルになってしまうのではないかと思います。

やはり、もともとの目的が国益として政府の予算が入ったものを効率よく使うというのであれば、データベース化してしまって、それに知財本部がないところも、むしろ参加を呼びかける形の方がいいんじゃないかと思ひまして、いずれそうせざるを得ないだろうと思ひますから、最初から志は高くされた方がいいんじゃないかと思ひますけれども、本田先生の方が多分意見があると思ひます。實際上、多分各大学では無理だと思います。

【長岡主査】 本田委員、お願いします。

【本田委員】 2つありまして、1点は森下先生が言われたように、やはり大学の先生は割と流動化したりしますし、その流動化に伴ってマテリアルも移動したりするんです。結局移動した元のところにマテリアルを置いていくかという、一般的には先生に持っていかれるので、多分大学で公開すると、メンテナンスの問題が出てきて、単に掲載するだけではなくて、先生の移動に伴ってメンテナンスしていかなければいけないことになると思ひます。

そうすると、やはり統合化しておいて、移動の情報だけその統合のデータベースに情報を伝えれば、アクセスというか、管理している大学の名前をちょっと変えていただくだけで、割と管理上もそちらの方が便利なんではないかと思ひます。

あと、例えば知財本部がホームページを管理するのか、メンテナンスするのかといったときに、今、正直言って本当に人数が少なく、先ほどのマテリアルのMTAの契約実態というのも全部網羅できていない状況で、更にこれができるかという、ちょっと現実的には難しいんじゃないかと思ひます。

もう一点なんですが、ホームページ上で公開というのがあるんですが、これが統合データベース上での公開になるのかもしれないんですが、大学それぞれの技術移転戦略といいますか、そういうものによっては、直ちに公開できないものもあるかと思うんです。時期というのは、大学ごとに任意に判断できるということにさせていただかないと、なかなかこのガイドラインに賛同できないという大学も出てくるのではないかと思います。クローズドな状態で、企業をいろいろ当たって交渉して、最終的にやれる対応は尽くしたというところで、あとは公開情報として広く情報発信して、自分たちが回り切れなかったところのニーズがあるかどうか探るといような目的で、特許の情報を公開しているということもありますので、そういう戦略を取るケースもあると思いますので、一律に出願したら公開ということにしてしまいますと、大学によっては支障が出てくるかなと思います。ですので、時期に関しては任意という形が好ましいのではないかと考えます。

【長岡主査】 菅野委員、お願いします。

【菅野委員】 統合データベースの話が出たんですけれども、もし、それをやると、今の公開の任意の時期を適当に自主的に選ぶという条項も重なると、できたけれども3つしか入っていないという状況になることはほとんど目に見えているような気がします。

5の方にも絡んでくると思うんですが、やはり基本的に大学の足腰を強くするために、こういうのをある程度大学に課す代わりにサポートもして、ある意味、ある程度各大学で自主的に動けるような形にした方が長い目で見るといいんじゃないかと思います。一時的に統合データベースをつくって、それで5年間やって、お金がなくなったら、それはそのまま更新されずに終わってしまうということではなくて、育てるといような感覚を持ったサポートがあるといいかなと思います。

【長岡主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

平井委員、お願いします。

【平井委員】 ちょっと過激かもしれませんが、やはりホームページとか、こういうデータベースをつくるのは大変だと思います。お金もかかる。勿論、統合データベースが一番いいと思うんですが、既に動いているデータベースがありますので、ファイザーさんのデータベースがありますので、それをローカライゼーションして、そっくりいただく。ライセンスをさせていただく。それでいい形につくり変えさせていただいて、それにジョインして、もし、将来可能であれば、米国のものとうまく連携が取れているんでしょうし、そういう柔軟な発想というのもあっていいかなという気がします。

【長岡主査】 データベース自体も各大学の競争戦略といいますか、その中でやっていた方がいいという御意見もありますし、他方ユーザーから見ると、各大学すべてばらばらに行くのも非常に大変だという考え方もありまして、両方あると思います。それから、今、平井委員から御提案がありましたように、一種のコンソーシアムといいますか、もし既存のものをうまくシェアして使えるというようにいろんなアプローチがあると思います。ただ、具体的な方法をここで決めてしまうのは非常に難しいと思いますので、データベースを構築すること自体の重要性、ライセンス条件も含めた情報の公開の在り方、それから、ユーザーから見て統合的に使えるという条件を書いておいて、実際的にどうするかというのは、実施する段階でいろんな選択肢を評価して具体的に決定することになるのではないかと思います。如何ですか。

どうぞ。

【事務局】 今、平井委員からNIHのホームページに許諾をいただいとおっしゃいましたけれ

ども、独自につくってもあれと同じようなホームページだと、だれか一人がさっさとつくればすぐできるようなイメージを考えておられて、そんな大きなお金がかかるようなデータベースではなく、権利の種類と特許の番号と使用条件とかというのを項目を6～7個入れていくという情報をもらえばよくて、最低限でいうと、リサーチツールは今日の資料2ですと、1,200件ぐらいになるわけですから、その情報をいただければ、それをずらっとインプットする。そういう作業が基本なんです。

残りの作業は、ほとんど大学の現場にあるので、先ほどホームページではなくて、統合データベースをつくった方がいいと言いましたけれども、最後の最後で統合データベースが解決策になっていなくて、現場でどれだけ把握できて、このように提供していただけるかという問題のような気がするので、菅野委員のような御意見を踏まえて、もう少し考える必要があるかなと思います。

【長岡主査】 どうぞ、森下委員。

【森下委員】 やはりそんなに安くは済まないと思います。リニューアルというのは非常に手間暇がかかりますし、お金もかかりますので、實際上、一回つくっても普通にしておけばリニューアルされないと思います。やはりある程度それを知財本部の事業の中で義務づけたり、あるいは知財本部の事業になりますけれども、そういうのも含めてやれるようなところを選んでいかないと、恐らく、逆に菅野さんが言われたように、3つだけ乗っかって、5年も10年も3つだけという方が可能性としては高いんじゃないかと思います。それこそ、室伏さんに、幾らぐらいかかるかというのを聞くのが一番いいと思うんです。

【長岡主査】 実際に幾らかかっていますか。

【室伏委員】 聞かないとわからないですが、聞いてみましょうか。

【長岡主査】 よろしくお願ひ申し上げます。佐野委員お願いします。

【佐野委員】 先ほどから御意見が出ていますように、メンテナンスというリニューアルという部分は非常に重要だと思います。結局、特許が出ているものであれば、公報を見れば、出願されているというのはわかるんですけども、ではだれに話しに行ったらライセンス交渉をしてもらえるのかとか、あるいはものはどこで手に入るのかという情報が、実際に使うというときに必要な情報になるでしょうから、そういったものが逐次、ものはこの先生のところに行っているけれども、知財のハンドリングはここでやりますというところがアップデートされていかないと。そういう情報が広く認知されてリサーチツール特許を侵害することなく使用していけるということになる。

一番初めの(1)のところ、権利者側がライセンス料を非常に吹っつけたとか、差止めたとかという権利者側が悪者になっている部分がかかりクローズアップして書かれているんですけども、権利者側からの見方だと、恐らく気づかずに使っていることがたくさんあるんじゃないかなというのも実感だと思いますので、そういう部分を広く啓蒙していくという意味でアップデートが非常に重要だと思います。

【長岡主査】 では、ありがとうございました。関連しますので、次の本指針の普及等の方に移りたいと思います。

【事務局】 5ページの「5. 関係府省の取組み」でございますが、(1)は本指針の周知と、簡便な書式のモデル例を記載しております。

(2)は「大学等における体制等の整備」でございます。必要な関連規定の整備や知財本部の

体制を促すとともに支援策ということ。

(3)は「対価算定実務の支援」でございます。

資料2でも大学の実務上の課題の中に、対価の算定が非常に難しいというのがございましたから、個別ケースで大分違いますけれども、参考事例のようなものがつくれないかと、一部個別ですと、幾らとか、そういうのも出ている情報もあるようですから、そういうことができないかということ。

(4)は「研究開発公募における対応」でございますして、公募要領においてライセンスポリシーの開示を求めるということでございます。ここかなり調整の過程では議論がございました。

(5)は「情報公開の促進」でございます。

(6)は「フォローアップ」でございます。

以上でございます。

【長岡主査】 この点については、いかがでしょうか。

国費原資についてはガイドラインで方針を書いておりますので、それを円滑実施できるようにということで、公募における対応というのもここに書かれておりまして、公募研究開発に応募した方のリサーチツール特許に関するライセンスポリシーの開示を求めるというのが条件になっています。

森下委員、お願いします。

【森下委員】 今の(4)の点なんですけど、主語がちょっとわからない、だれがライセンスポリシーの開示をするんでしょうか。

【長岡主査】 これは応募者です。

【森下委員】 応募者がするんですか。研究者の個人がポリシーを開示するんですか。それはおかしい気がします。

【長岡主査】 研究開発プロジェクトを受けた人。

【森下委員】 でも、個人のポリシーというのもおかしい気がするんです。

【長岡主査】 大学にあれば、大学のポリシーということなんでしょうね。

【森下委員】 では、ないと応募できないということになるんですか。

【事務局】 ここに書いてあるのは、そうです。NEDOが公募するときに研究者が書くわけですが、その際に、その属する組織のポリシーはどうなっていますかということなんです。

【森下委員】 ポリシーがないと、そこは応募してはいけないという意味ですか。

【長岡主査】 ポリシーがないことを書くということなんです。

【事務局】 実は、ここについては、かなりいろいろな議論がありまして、先ほどの政府資金のときにもリサーチツール特許を目的とした研究開発というのはあるわけですが、それよりも非常に多く想定されるのは、別のある研究開発を目標にやるわけですが、その過程でリサーチツール特許というのが得られるケースというのはあるわけです。

そういう場合に、リサーチツール特許を必ず提供するかどうかによって、本当にどこに研究開発をやってもらうかというのを決めるということになると、本来やってほしい最終ターゲットについての選考とちょっとずれるんじゃないかという議論もありまして、ここについては、なかなかまだ整理がし切れていないんです。

しかし、先ほどのような原則提供するというようなことがあると、公募段階ぐらいで、少なくとも

こういうルールですからねということは言うておかないと、実際にはそれに従ってもらえないというか、知らなかったという議論も出るわけで、そこを組織ではなくて、研究者に求めるというのはどうかという議論もございますけれども、皆さんに御意見をいただければと思っているところでございます。

【長岡主査】 森下委員、お願いします。

【森下委員】 各企業とか、当然ライセンスポリシーが普通は企業単位ではないと思うんです。ライセンスポリシーとして、こういうものがあるので、それにアグリーするか、しないかというのではいけないんですか。研究者サイドがなぜそれを提示しなければいけないのかという点が、私は逆に理解できなくて、関係府省庁としてこういうポリシーに賛同する人に応募してくださいという形で、その要項に関して同意ができる、できない。できなければ当然応募しないということになると思うんですけれども、そのの方が簡単だという気もするんです。

【長岡主査】 公募側が条件にしまうということですね。

【森下委員】 政府資金なので、当然公募側がそれを決めて、それに賛同する人が応募するというので問題ないように思うんです。

【長岡主査】 平井委員、お願いします。

【平井委員】 今の御意見についてなんですが、ごもっともだと思うんですけれども、多分このドラフトの基本的な考え方というのは、これをてこにして、こういった思想を広めたいというのが、きっとあるのではないかなと思うんです。

ですから、単に同意するだけではなくて、こういうことを出発点にして、各組織でポリシーを整備してもらいたい。それがいずれこういった考え方の普及につながるのではないかなという発想があると思うんです。そういう意味では、こういった考え方にも意義があると思います。

【長岡主査】 本田委員、お願いします。

【本田委員】 このガイドラインではないんですが、前回の大学間のガイドラインについて、各大学で、やはりあのガイドラインに沿ったポリシーをつくるというのが、一応、ガイドライン上も明文化されていると思うんですが、実際に夏のときに、大学技術移転協議会の会合があったときに、ポリシー策定を検討していますかというような即興のアンケートではないですけれども、会場の皆さんに聞いてみたら、検討されているところが2～3ぐらいしか手が挙がっていなかったんです。

挙がった方々にちょっと聞いてみましたら、やはり問題点はありますかといったら、やはり大学の研究者の理解を得られるのが難しいということで、ポリシー策定が止まっているような印象があったんです。

ですので、森下委員がおっしゃられるように、まず研究者の賛同というか、同意というのは非常に大切なことでして、そこでまず裾野的にちゃんとこういうポリシーがあるというか、ガイドラインがあるということを理解した上で、かつ知財本部がポリシーを策定していくということでいけば、うまくマッチすると思うんです。

研究の資金の公募というのは、いろんなタイプがあると思うんです。例えばJSTとかNEDOですと、知財本部であったり、何か研究協力の一筆を書くような項目があったりとか、ものによっては、研究者個人単独で応募できるものもあると思いますが、その種類によってうまく使い分けて研究者個人の同意だけでいいのか、あとは研究協力であったり知財本部も絡んで公募するよう

なケースに関しては、ポリシー策定まで求めていくのか、うまくそこを組み合わせれば、両方からこういう思想が伝わって行ってポリシー策定というところにつながっていくのではないかなと考えます。

【長岡主査】 今の御意見も踏まえまして、公募する側と応募する側と、どちらがどういう対応をすればいいかということを含めて、もう少し検討させていただきたいと思います。時間も無くなってきたんですが、指針案全体を通じまして、何か言い残された点とかがございましたら、各委員、よろしくお願いいたします。

どうぞ。

【室伏委員】 1つ確認したいんですが、先ほど3ページのところの(1)の のライセンス供与のところ、佐野委員から、NIHのガイドラインが策定されたときにもアメリカで懸念が生じたということをおっしゃられたんですが、懸念が生じたのだけれども、結果としてはガイドラインの下でもNIHの資金を使っているわけですから、あくまで懸念で終わっているのではないかと思うのです。

ガイドラインを策定するときに、少なくとも対象はリサーチツール特許と書かれていて、その対象というのは定義がきちんと書かれているわけで、しかも研究段階で使うということが書かれていたとすれば、政府の原資をもらうか、もらわないかというのは、もらう人が決めればよく、もらったらこういうリスクがあります、もらわなかったら の方に行きますというのであれば、選択ができるわけですので、このガイドラインでどこがいけないのかがよくわからなかったのも、もし私の理解が間違っていたら、教えていただきたいと思います。

【長岡主査】 わかりました。この点についても、もう少し検討させていただきます。

そろそろ時間になりましたので、次回も検討いたしますので、格別な御意見がなければ、ここで終了させていただきたいと思います。

本日の議論を踏まえまして、修正案を事務局の方で作成させていただきまして、できる限り次回とりまとめができるようにしたいと思います。

次回からは、可能でしたら知的財産権の保護、活用につきましても議論を始めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局の方から何かありますか。

【事務局】 特にありません。

【長岡主査】 次回は、12月19日火曜日、10時半から2時間を予定しております。場所は4階の特別第4会議室ですので、よろしくお願いいたします。

どうも活発な議論をいただきまして、ありがとうございました。